

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 第48回定期総会議案

2016年4月29日（祝・金）10:00～16:00

会場 大阪市立中央区民センターホール

◇障連協第48回定期総会議案（会計資料除く）

- | | |
|---------------------|------|
| 1. 2015年度の活動のまとめ（案） | … 2 |
| 2. 障害者・家族をめぐる情勢（報告） | … 11 |
| 3. 2016年度活動方針（案） | … 18 |

2015年度の活動のまとめ

1. 2015年度の活動の特徴

2015年度は、①「戦争法」反対のとりくみ、②大阪市解体に反対するとりくみの2つの課題を運動の最重点にかかげてとりくみをすすめました。

「戦争法」反対では、他の市民団体等との共同とあわせ、「障害者9条・25条の会」の活動、青年当事者や若い福祉労働者などで結成した「ぐらり Gra×Ri」への活動支援などを行いました。これらの運動を通して、憲法や平和などの意味と意義、社会保障や社会福祉の課題と政治の在り方をはじめとする「社会の在り方」に対する一人ひとりの考えをそれぞれの言葉で語り行動することに踏み出すことにつながるなど、参加した一人ひとりの“運動の担い手としての育ち”につながる貴重な経験を積み上げることができました。

大阪市解体反対について、「大阪市をなくさんといて！障害者連絡会」を大阪市に関わる幅広い団体とともに結成し、共同でのチラシの作成、街頭宣伝の実施、集会の開催、記者会見の実施など、短期間に多様な活動をくり広げ、内外からも注目を集めました。住民投票では大阪市の解体がいったん否決されましたが、その後の大阪府知事・市長同時選挙で維新の会候補が知事・市長に選ばれたことから、今後も維新政治を許さないねばりづよい運動が求められています。

2. 東日本大震災への障害者支援・救援活動と防災に向けたとりくみ

障連協がきょうされん大阪支部などとともに進めてきた「東日本大震災大阪障害者緊急対策連絡会」の活動は、一昨年度「きらら女川」（宮城県女川町）に連絡会に寄せられた募金の中から500万円を拠出して完了しました。2015年度は前年度に続き、新たに支援募金は寄せられていません。現在手元にある救援募金は、「南海トラフ巨大地震」をはじめとする今後発生する災害への救援に資する初動経費として管理・保管していくこととしています。

【東日本大震災 救援活動に係る収支報告書】

2015年4月1日～2016年3月31日

- 収入 寄附金 0円
- 収支差額 1,320,149円 郵便振替口座にて保管

障連協では、障害児者をはじめとする「災害時避難行動要支援者」や「要援護者」への府内市町村の対応状況を調査し、障害者・児・家族が安心して暮らすための防災と街づくりの課題の検討をテーマに「障害者にとっての防災課題検討会」を継続し、全市町村への

アンケート調査とその結果分析や危機管理室との懇談等を行ってきました。全市町村への調査は2012年度から毎年実施し今年で4回目を迎えます。

また今回初めて、きょうされん加盟の福祉施設を対象とした防災アンケート（福祉避難所調査を兼ねる）を実施し、30施設から回答を得ました。

2014年度の調査結果は外部発注の冊子として取りまとめ、回答いただいた自治体や関係先に送付するとともに、大阪府危機管理室とこんだんを行いました。また、「これからの障害・難病・医療を考える懇談会」（障連協・大阪府保険医協会・大阪難病連などで構成）がよびかけて開催された防災シンポジウムには、シンポジストのひとりに大阪府危機管理室長を迎えることができました。

【障害者・家族にとっての防災課題検討会】

検討会／2015年4月20日、6月1日、7月6日、8月3日、8月31日、10月6日、11月16日、12月7日、2016年1月26日、2月29日、3月22日
大阪府危機管理室との懇談 2015年7月8日 府庁新別館1階

3. 共同のとりくみ

①大阪障害フォーラム（ODF）

障連協は大阪障害フォーラム（ODF）の事務局として、幅広い団体とともに活動を進めてきました。大阪府における差別解消条例の在り方についてODFは作業チームを編成して検討を進めてきました。これに対して大阪府は昨年8月、障害者差別解消法が施行される4月1日に合わせて、あっせん等による紛争解決機関の設置に限った機能を持たせた「大阪府障害者差別解消条例」を策定したい旨を明らかにしました。ODFではこの扱いについて内部での検討を重ね、団体間の意見の違いを調整して、大阪府の考える条例制定について了解するとともに、施行後さらに見直しを加えより良いものへと改善していくよう大阪府に働きかけていくことを全体の一致点として確認するに至りました。

障連協では、一昨年障害者差別禁止条例のありかたについての「大阪府における障害者差別禁止条例制定についての障害者（児）を守る全大阪連絡協議会の基本的な立場」を取りまとめた他、大阪府のガイドライン策定にあたり大阪府に対して意見書を提出するなど、障連協としての基本的な立場について繰り返し表明をしてきました。

【ODFをめぐる主な動き】

大阪府との話し合い／2015年9月4日
総会／2015年6月20日
世話人会／2015年7月22日、8月19日、9月9日、10月26日、11月10日、12月3日、2016年2月3日、3月4日、2015年1月22日、2月16日、3月25日
障害者差別解消作業チーム 2015年4月30日、5月28日、6月11日、7月9日、8月10日、9月24日、10月29日

②分野を超えた共同のとりくみ

前年度に引き続き、「子ども」「医療」「福祉人材」の3つのテーマについての共同行動に取り組んできました。

「子ども」の問題では、大阪保育運動連絡会などともに、「児童福祉法改定問題検討会」を継続してきました。「子ども子育て支援新制度」に基づく新しい保育システムの実施に伴い、障害のある子どもにどのような影響が生じるのかを明らかにすることを通して、新制度が抱える矛盾を浮き彫りにし、制度改善に向けた共同の課題を明らかにしていくことを目指してきました。保育所運営法人が児童発達支援事業を実施するなど、本来あるべき保育事業・障害児福祉施策の立場から検討すべき課題に対応するため、大阪府内の障害児通所支援事業や子ども子育て支援事業計画等の実態調査なども進めてきています。今後もこの検討会を継続発展させるとともに、この分野に関心を持つ研究者等や事業所職員などに参加を呼び掛けていくことにしています。検討会は毎月第四金曜日に定例開催しています。

【障害児保育・療育分野の児童福祉法改定についての政策検討会の動き】

検討会／2015年4月24日、5月22日、6月26日、7月24日、8月28日、9月25日、10月23日、11月27日、12月25日、2016年1月22日、2月26日、3月25日

「医療」をめぐるのは、2010年8月に大阪難病連、大阪府保険医協会などとともに、「これからの障害・難病・医療を考える懇談会」を発足させ、懇談会を定期的で開催するとともに、学習会等を実施してきました。この懇談会の継続と定例開催は、障連協と大阪府保険医協会や大阪難病連とのつながりを深めてきました。「医療・介護総合確保推進法」による医療・介護の一体改革がすすめられる中で、医療・福祉が連携して制度の拡充を求めていくことがますます重要となっています。今後2018年の診療報酬・介護報酬の同時改定に備えるため、この検討会の役割はますます重要となっています。3月12日、この懇談会が主催して「障害・難病・医療からみる防災の課題～避けられる死をなくすために」を開催しました。

【これからの障害・難病・医療を考える懇談会】

懇談会／2015年4月2日、6月3日、10月6日、12月1日、2016年2月2日

事務局会議／2015年5月11日、7月7日、9月8日、11月10日、2015年1月12日、3月1日

防災シンポジウム／2016年3月12日

「福祉人材」をめぐるのは、福祉保育労働組合大阪地本や福祉施設経営者同友会などが呼びかけて結成した「福祉問題検討会」に参加して意見交換・活動を行ってきました。野党5党の共同提案による「介護職員等の処遇改善法案」が与党の反対で否決されましたが、全業種平均より月額10万円も低い福祉介護職の賃金の引き上げなしに深刻な人材不足の解決はありません。社会福祉は社会問題により生起する生活問題に対応するための社会政策です。こうした社会福祉の本来の意味を理解し、福祉の専門性を介護技術の良し悪しだけで評価するのではなく、生活問題の背景にある社会問題の本質に迫る営みとしてとらえることのできる職員を育てていくことも大切な課題です。障連協は障害者の生活と権利を保障していく視点から、福祉労働者が福祉労働が本来備えるべき専門性を高めていけるよう、今後も福祉人材の確保・育成の運動にも参加していきます。

【福祉問題検討会】

検討会／2015年5月29日、6月15日、7月21日、8月28日、9月25日、11月19日、
10月14日、11月30日、1月12日、2月15日、3月14日
学習会／2016年10月27日 講師 浜岡政好さん（佛教大学）
街頭署名・宣伝／2016年2月22日

③共闘団体による共同の発展

障害者関連の情報交換と運動課題の整理・共同を発展させるため、障害者関係8者懇談会、障害児教育7者懇談会等に参加して、活動をすすめました。昨年度からで当事者を中心とした準備・運営に心掛けてきた「障害者の権利を守れ！12・9ヒューマンウェーブ」（同実行委員会主催）は、今年度も12月9日に大阪城教育塔前広場で開催しました。安民法反対のとりくみを盛り上げてきた青年たちが、この集会にも中心的な役割を發揮し、シュプレヒコールの作成やパレードの先導などの役割を果たしてくれました。

「無年金障害者の会」に幹事を送ったほか、「大阪市をよくする会」の常任幹事、「大阪から公害をなくす会」の幹事等の役員を派遣しました。

④憲法を守り平和を求める共同のとりくみ

安部首相がなりふり構わずすすめる憲法改悪の策動に対し、他団体と共同を広げながら「憲法改悪反対・平和を守れ！」の運動を進めてきました。政府の恣意的な憲法解釈で海外派兵も可能となる安保関連法制を許さないため、7月18日に扇町公園で「障がい者・家族・関係者集会 with SADL」を開催。その後同じ日同じ場所で開催された戦争法反対1万人集会とパレードにも元気に合流しました。この集会の成功にむけ「Road to 7・18」という青年グループを結成しフェイスブックなどのソーシャルメディアを活用して、「コメントリレー」や集会参加の呼びかけなどにとりくみました。その後「Road to 7・18」は、「ぐらり Gra×Ri」（「Gradation（個々の色の集合体）／Rights（権利）」の略で人間らしく生きるための権利を求める有志）と名づけられ、駅頭でのスタンディングや、SADL、SEALDs Kansai などとの共同集会やデモ、記者会見、映画会の開催など、多彩な活動を繰り広げました。残念ながら安保関連法は9月19日に強行されましたが、その後も「ぐらり Gra×Ri」は、平和と民主主義を取り戻す活動を進めています。

【Gra×Ri が主催・参加した主なとりくみ】

2015年6月23日 安保法制反対扇町集会 「Road to 7・18」発足・うちあわせ
7月15日 梅田緊急街宣
7月18日 戦争法反対1万人集会
7月19日 SADL×SEALDs KANSAI デモ
8月23日 若者全国一斉行動
8月26日 映画会（さとうきび畑の唄・ほくぶ障害者作業所）
8月30日 戦争法案を廃案に！アベ政治を許さない！ 8・30おおさか大集会
9月10日 平和のための緊急学習会（峰島厚）
9月12日 共同記者会見
9月13日 戦争法案に反対する関西大行動（2万人）
9月17日 強行採決に反対する梅田緊急街宣アピール
11月5日 どうするダブル選挙 キックオフ集会①
11月9日 どうするダブル選挙 キックオフ集会②

「憲法9条・25条を守る大阪の障害者・府民の会」がよびかけて、学習会を3回開催しました。また障連協から、原水禁世界大会（長崎大会）に2名の代表を派遣しました。戦争法反対2000万署名は430筆が集まりました。

【憲法9・25条を守る大阪の障害者・府民の会学習会】

- 5月23日 検証！介護保険（日下部雅喜）
- 7月18日 安保法制の目的は何か（楠晋一）
- 3月11日 社会保障制度改革の流れ（峰島厚）

4. 大阪府交渉・大阪市交渉をはじめとする府・市に向けたとりくみ

①大阪府に向けたとりくみ

大阪府交渉は、6月30日（参加者53人）、7月6日（66人）、7月29日（173人）、8月3日（148人）の4日間、大阪日赤会館で開催しました。また、交渉後の継続した話し合いを、障害者医療ネットワーク推進事業の課題について9月10日に、中途障害の課題について9月16日に行いました。今年度も青年当事者の会（準備会）などでは交渉実施に先立って「模擬交渉」などのロールプレイを実施しました。

また、大阪市立特別支援学校の大阪府移管に関して、大阪府教育委員会に対して教育7者こんとして緊急要望書を提出して回答を求めました。

大阪府障がい者施策推進協議会委員に、中内福成代表幹事が、大阪府福祉のまちづくり審議会委員・大阪府障害者スポーツ振興協会評議員に、泉本徳秀幹事が選任され活動しました。大阪府からは障害者団体間の相互調整などの役割について障連協に期待が寄せられています。

【大阪府交渉実行委員会】

実行委員会／2015年4月15日、5月14日、6月11日、7月2日、8月5日
交渉／2015年6月30日、7月6日、7月29日、8月5日

②大阪市に向けたとりくみ

市民を置き去りにして大阪市が強行しようとした「大阪都構想」に反対するとりくみを、多くの障害者団体とともにすすめました。とりわけ5月17日に投票された大阪市を廃止し5つの特別区に分割する「特別区設置協定書」の是非をめぐる住民投票では、大阪市解体で障害者・家族の施策が大きく掘り崩されることなど様々な影響を具体的に示しながら、幅広い団体とともに「大阪市解体ノー」の声を広げようと「大阪市をなくすな！障害者連絡会」を立ち上げ活動しました。住民投票では約1万票の差で大阪市の解体を阻止することができましたが、その後11月22日に投票された大阪府知事・大阪市長のダブル選挙で、おおさか維新の会の候補が当選したことから、今後も執拗に大阪市の解体がゴリ押しされようとすることに備えなければなりません。

大阪市交渉は、10月27日（30人）と29日（30人）の2日間、港近隣センター実施しました。この交渉に先立ち、9月29日に、大阪市立特別支援学校の大阪府への移管反対をテーマに、大阪市教育委員会と交渉を行いました。保護者などには「校名が変わ

るだけ」などと説明しながら、実習助手の削減や理学療法士の派遣日数の縮小など、児童・生徒の教育内容や条件が大幅に後退することが明らかとなりました。市障教・障連協など関係団体は11月20日、13652筆の陳情署名を大阪市議会に提出しましたが、12月10日の市議会で継続審査となったまま年度末を迎え2016年4月1日からそのまま大阪府に移管されました。

その他、大阪市障害者施策推進協議会では、計画策定推進部会に井上泰司幹事が委員として参加しました。また、大阪市対策連絡会が主催した大阪市交渉が9月22日に行われ、障連協からも参加しました。

【大阪市交渉実行委員会】

実行委員会／2015年6月22日、7月31日、9月2日、9月30日、10月15日、11月30日

交渉／2015年11月27日、29日 移管問題教育委員会交渉 2015年9月29日

【大阪市解体反対にむけた障害者の統一行動】

市役所前共同集会と記者会見 5月8日

③市町村に向けたとりくみ

各地域障連協や地域組織を中心に、それぞれの市に向けた運動が進められました。

2014年度に実施した「市町村障害福祉計画検討会」は2015年度には実施することができませんでした。障害児者に係るさまざまな施策の直接責任が市町村に移されてきていることから、市町村の運動を支援する活動の強化が求められています。

5. 国に向けたとりくみと障全協運動への参加

障全協近畿ブロック会議では、各県のとりくみの交流や共通する運動課題などについて議論を行いました。2016年1月24日に、和歌山市で「障全協近畿ブロック地域運動交流会」を開催しました。障全協全国集会、障全協活動者学習会などに参加をし、全国の仲間たちと交流を深めるとともに、障害者施策の拡充を政府に求めました。

障全協全国署名は、介護保険署名1262筆、運賃割引署名502筆に留まりました。運動の位置づけが不十分であり、あらゆるところに持ち込んで署名を推進するなどのとりくみを行えなかったことが反省点として挙げられます。

【障全協の諸課題】

障全協総会／2015年4月5日

政府交渉・国会議員要請行動／2015年4月6日、5月22日、9月18日、2016年1月28日

障全協幹事会／2015年5月21日、9月17日、2015年1月27日、2015年3月2～3日

近畿ブロック会議／2014年5月24日（兵庫）、10月25日（滋賀）、1月23日（和歌山）

近畿ブロック集会／2015年1月25日（和歌山）

障全協活動者学習会／2015年8月22～23日（熊本）

障全協専従者交流会／2014年8月23～24日（熊本）

全国集会・中央行動／2015年11月23～24日

6. 学習やレクリエーション、青年の組織化のとりくみ

ひまわり号を走らせる大阪実行委員会は、多くの障害当事者・その家族・関係者の移動の権利を守り、列車での旅を楽しむことを目的に活動を進めました。2015年度ひまわり号は、10月18日（日）に障害者・ボランティアら197人を乗せて「二見シーパラダイス」まで走りました。また、実行委員会総会を2015年5月24日、浜寺公園に向けた阪堺電車「ミニひまわり号」として実施しました。

障害者とボランティアの成人の集いは、昨年同様、大阪市内地域（1月24日 新成人41人）、北摂地域（1月17日 新成人69人）、堺・泉州地域（1月9日 新成人20人）、北河内地域（1月16日 新成人60人）の4か所で開催しました。

2016年2月7日、きょうされんと共催で天王寺区民センターにおいて「障害者運動新春交流会」を開催しました。昨年に引き続き、「当事者が主役」をキーワードに参加者を募り、テーブルごとの交流やゲーム・歌などで楽しいひと時を過ごしました。参加者は40人と昨年と比べ少しずつ増えてきています。今後ともこのとりくみの定着・発展を図っていきます。障連協独自の学習会は開催できませんでした。

7. 障連協組織の現状と課題

現在障連協には、加盟団体21団体、支持団体12団体が参加しています。各団体とも総じて会員の高齢化等の実情をかかえており、交渉参加や署名活動、要求集会などのとりくみの弱体化が否めません。

各種会議では、幹事会、大阪障害者センターとの合同事務局会議を定例開催しました。

機関紙は毎月発行することができました。今後さらに、毎月決まった期日に発行できるよう、作業のサイクル化とあわせて、書き手を増やし紙面内容を充実していくことが課題となっています。

財政面では、今年度から大阪障害者センターへの人件費分担金を復活させたこと、昨年以上に賛助会費の徴収が困難であったことなどから赤字決算となりました。2015年度においては障連協の収入増を図るため、これまで一律機械的に大阪障害者センターにその全額を納めていた講師謝礼のうち約4分の1当分を障連協事業収入として繰り入れました。今後どのような場にどのような趣旨で講師派遣依頼されているのか等の内容をふまえて、障害者センターと障連協との間で収入を按分していくようルール化を図っていきます。

【各種会議】

幹事会／2015年4月14日、5月12日、6月9日、7月14日、8月11日、9月8日、10月13日、11月10日、12月8日、2015年1月12日、2月9日、3月8日
事務局会議／2015年4月10日、6月12日、7月10日、8月7日、9月11日、10月23日、11月13日、12月11日、2015年1月8日、2月12日、3月11日

障害者・家族をめぐる情勢

1. 憲法改悪と国民生活の破壊をゆるさないたたかいを広げよう

(1) 日本国憲法と障害者権利条約

国民の大きな反対の声を踏みつけて昨年強行された「戦争法」が、今年3月29日施行されました。一方5野党（当時）は共同で戦争法廃止法案を提出しましたが政府・与党は審議しないことを決定。戦争法強行の際「これからも丁寧に説明する」と安倍首相が表明したにもかかわらずともに説明責任を果たそうとしていません。こんな中、3月26・27日に行われた共同通信の世論調査では、「戦争法」を評価する・39%に対して評価しないが49・9%にのぼるなど、施行反対の声は国民の中にしっかり根付き広がってきています。

安倍首相は、現行憲法と「戦争法」との矛盾を解消するため、明文改憲を目指すことをあからさまに表明しました。7月に予定されている参議院選挙は、まさに平和憲法を守るのか、それとも改悪を許すのかの重大な政治戦の様相を示しています。

いま、政治の異常と独裁の強化をこれ以上許すわけにはいかないと、「戦争反対・平和を守れ」の一致点で「1人区」を中心に野党共闘による統一候補の擁立が進められていることに見られるように、市民運動・政治運動の中に重大な変化・発展の機運がもたらされています。

日本政府が批准した国連障害者権利条約は、日本国憲法が保障する様々な国民の権利を障害者に引き寄せて、あらためて高らかにうたいあげています。今年4月に施行された障害者差別解消法、大阪府障害者差別解消条例なども積極的に活用しながら、日本国憲法が保障する平和と民主主義、人権保障の精神を、具体的な政治の中に体現していくことが、いま強く求められています。

(2) 公的社会保障の総改悪と営利化の拡大

安倍首相は、「大企業が栄えればそのおこぼれにあずかる国民のくらしも良くなる」と法人税の引き下げを強行しましたが、内部留保が膨らむばかりで国民生活の指標は悪化の一途をたどっています。トヨタの4～12月期の営業益は2.3兆円で2年連続最高を記録しましたが、1社で1084億円もの研究開発費減税を受けるなど、国と一体となってどん欲に儲けにはしる姿は、日本の資本主義の今を象徴的にあらわしています。その結果、超富裕層1人が10万世帯分の資産を保有するなど、貧富の格差は一層拡大しました。

国民のくらしの指標に目を移すと、安倍政権の3年間で正規雇用者が23万人減少し、非正規雇用者が172万人も増え、非正規雇用の急増により本年1月の実質賃金は過去27年間で最低となりました。実収入から税など除いた可処分所得は収入減と社会保険料負担の増などで30年前の水準にまで落ち込み、2015年の家計消費支出は2.7%減で

2年連続マイナスとなっています。国民の生活状態の悪化は消費の低迷を招き景気の足を引っ張っています。安倍首相は参議院選挙までに何としても景気浮揚を図るため、国家予算を前倒し執行して設備投資や消費を刺激しようとしています。とんでもないことです。大企業の株価底上げのために年金加入者の共有財産である積立金を株式投資に回し5.5兆円もの損失を出しました。国民の暮らしの底上げなしに景気回復はあり得ません。その大原則から逸脱した「アベノミクス」の破たんは、だれの目にも明らかとなってきています。

国民の暮らしの悪化の歯止めには社会保障の抜本拡充が欠かせません。しかし政府は、大企業のもうけを支えるためには糸目をつけない浪費を繰り返しながら、庶民からは社会保障の財源確保を口実とした消費税の増税、社会保険料の引き上げなど、厳しい収奪を繰り返しています。そんな収奪をより徹底して行うことを目的に導入されたのが「マイナンバー」です。社会保障給付と徴税・預貯金などの資産補足を一元的に行うことで、効率的徴収・所得制限管理を図るとともに、有償サービス等の効果的な展開を図る上からも、これらのデータが貴重な役割を担わされることとなります。

①医療・介護一体改革

一昨年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立で、医療・介護が一体的に見直されています。「医療から介護へ」「施設から在宅へ」を合言葉に、医療を必要とする患者を介護に強制的に移したり、介護を必要とする人を公的制度から排除したりする動きが強まっています。こうした動きを加速させるために、新たに同法によって義務付けられた地域医療計画の策定により厳しい病床数管理が開始されたほか、全ての団塊世代が後期高齢者となる2025年に向けて、2018年・2024年に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定時に大掛かりな改変が行われることが予想されています。

医療を必要とする患者から医療を奪い、介護を必要とする方から介護を奪うことで、地域には様々な生活問題があふれることとなります。3月24日、厚生労働省が庁内に発足させた「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討会」は報告書を取りまとめ、多様化・複合化するニーズに対応するための分野横断的かつ包括的な相談支援体制の構築等について提言しました。ここでのねらいは、支援を必要とする人が抱える福祉課題を個別・個人的な「ニーズ」として描き直し、自己責任で解決することを求めるとともに、その相談解決にあたる機関の児童・障害・高齢等に係る専門性を排除して、安上がりにあらゆる問題に対応することを求めることです。その担い手は、このほど改悪された社会福祉法により社会福祉法人に対して地域貢献活動を強要することによってねん出しようとしています。また一定の支払い能力がある人は付加価値を添えたサービスを用意し、支払い能力のない人には「安かろう・悪かろう」のサービスを用意することで、市場原理の上に福祉の営利化を一気に進めようとしています。市場化・営利化の進展は、社会福祉の本来的な役割と

しての生活問題の背景にある社会的問題の発見とその解決を後継に退け、福祉の課題を個別化・細分化された「ニーズ」の充足に置き換えます。こうしたことが進めば、本来的な福祉の機能や役割が大きくそして急速に変質していくことにつながります。

昨年4月の介護報酬のマイナス改定で、介護事業所は壊滅的なダメージを受けました。介護人材不足も深刻で、全産業平均より10万円も低い福祉介護職員の賃金の引き上げは焦眉の課題となっています。診療報酬、介護報酬、障害者支援費、保育事業報酬は、政府が事業所をコントロールする手段として機能しており、現場の専門性を育てることや要支援者のくらしの状況に合わせた支援を提供していく上での大きな足かせとなっています。こうした制度の在り方自体について、分野を超えて検討を行い各分野共同のテーマとしていくことも大切な課題です。

②年金

安倍内閣が強行した年金削減、昨年からの「マクロ経済スライド」の実施は年金生活者に深刻な影響を与えています。社会保障審議会年金部会では、2020年度にむけて、①短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、②高齢期の就労と年金給付のありかた、③高所得者の年金給付の見直し、等の論点について見直し検討が進められる予定です。

年金保険料は、2004年の改悪で国民年金は来年16900円まで、厚生年金は標準報酬の18.3%までの引き上げが決まっています。加入期間の3分の2以上にわたり保険料を納めないと年金が支給されないなどの要件の厳しさから、今も多数の無年金障害者が生み出されています。また、年金支給額が生活保護基準に遠く及ばない現実には「生活保護バッシング」の温床ともなっています。

年金への国庫負担を引き上げ、低年金・無年金の制度的解決を図るとともに、信頼に足る年金制度として、抜本的な制度の拡充・改善を図ることが求められています。

③子ども・子育て新制度と障害児支援

昨年4月から施行された「子ども子育て新制度」は、保育分野にも利用契約制度を導入するもので、保育分野の営利化にいつそう拍車がかかることが懸念されています。「保育所落ちた！」の訴えに幅広い共感が広がり、政府はあわてて「待機児解消」に動いているかのようなポーズを見せていますが、政府が示す施策の多くは、現行保育基準の引き下げと企業参入・営利化の拡大に他なりません。新たに法定化された「企業主導型保育事業」「企業主導型ベビーシッター事業」などは、子どもを劣悪な環境の中においてでも働かざるを得ない家族の「預かり」へのニーズを掘り起して利用を促すもので、子どもの豊かな発達を保障する本来の保育事業とは大きな隔たりがあります。小規模保育事業の地域展開などとともに、保育の質が掘り崩されないよう、しっかりと監視をしていく必要があります。

障害児の分野では、利用契約制度の下で児童通所支援事業が保育に先駆けて実施されてきたことから、就学前の児童発達支援も、学齢児の放課後等デイサービスも多種多様な事

業者の参入が進みました。厚生労働省は、単なる見守りなどの質の問題、自社サービスへの囲い込みなどの問題について、細かく指示をだし規制を強めようとしています。

「療育」や「発達」という言葉が、それぞれの事業者が提供するサービス商品を飾る言葉として活用され始めている今、あらためて「療育」や「発達」の本当の意味や意義について語り広げていくことが大切な課題となってきました。

④生活保護制度・生活困窮対策

2013年度に生活扶助費が削減されたのに加え、昨年度からは住宅扶助費と採暖費などの冬季加算の減額が強行されました。生活扶助費削減には2万人以上の利用者が「消費税が増税され物価が上がっているのに暮らしが成り立たない」と行政審査を申し立てたほか、全国27都道府県で880人が生活保護基準引き下げ違憲訴訟に立ち上がり、ここ大阪でも、53名の原告が訴訟を提起しています。これほどにまで生活保護が集中的に削減・改悪の方向で見直しが進められる理由は、生活保護を必要としている一人ひとりが政治的・社会的に弱い立場に立たされており孤立しがちであること、憲法25条が保障する生存権を支える「岩盤」としての役割を果たしていること、が挙げられます。生活保護をたたいた上で、あとに続く様々な社会保障制度の切り捨てを容易に進めようというのです。生活保護が国民の生存権を根底から支える制度として豊かに発展させていく活動を、幅広い人々とともに進めていくことが重要となっています。

昨年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。この法律に基づく生活困窮者への支援が、生活困窮に陥った当事者一人ひとりの願いに寄りそった自立支援施策として機能するよう、そしてすべての国民が権利として持っている生活保護へのアクセスを抑制する装置として機能することのないよう、しっかりと見守っていくことが大切です。

⑤障害者施策

障害者総合支援法の施行3年後の見直しの議論が、社会保障審議会障害者部会で進められ、その議論をもとに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。法案では、①入所施設やグループホームを利用していた障害者を対象に巡回訪問等の相談等を行う事業として「自立生活援助」を新設する、②就業に伴う生活面での課題に対応するための連絡調整を行う事業として「就労定着支援」を新設する、③最重度の障害者が入院する際に一定の支援の提供が可能となるようにする、④65歳まで相当の長期間障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者への介護保険サービスの利用者負担を軽減する、などを内容としています。もともと施行3年後の見直しは、厚生労働省の「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」がとりまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をもとにした法整備がすぐには困難であったことから、障害者自立支援法の一部改正として制定された障害者総合支援法を、さらに3年後にも見直すこととして規定された

もので、本来は骨格提言に基づく抜本的な制度改革として実施されるべきものです。こうした位置づけを踏まえたとき、今回の改定内容は全く不十分なものであることを指摘せざるを得ません。

また、今回の法改定は「児童福祉法」の一部改定との一括法になっていることも見逃せません。児童福祉法の改定では、制度化とともに急速に増え続けてきた児童通所支援事業について「障害児福祉計画」を策定して整備量の上限を設けて事業所増を抑制していくことが狙われており、今後、どのような計画が策定されていくのかについてももしっかり監視していくことが求められています。

今年4月から障害者差別解消法がスタートし、同じ日、大阪府障害者差別解消条例が施行されました。また今年1月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」が公布・施行され、大阪府でも「手話言語条例」（仮称）の制定作業が進められています。国連障害者権利条約を国内にいきわたらせていく上からもこれらの法律や条例の活用が欠かせません。しっかりと機能させていけるよう、運動の中に生かしていくことが大切です。

2. 大阪から「維新政治」にストップを

橋下元大阪市長が政治生命を賭けて臨んだ、大阪市を解体し5つの特別区に再編するいわゆる「大阪都構想」の是非を問う住民投票が昨年5月17日に実施され、賛成69万4844票、反対70万5585票で「大阪都」は否決されました。障連協は当初から、①障害者をめぐる市政の課題は「統治の仕組み」ではなく「施策の内容」を充実させることによって達成されるものであること、②「特別区」への変更により行政が市民（区民）からますます遠ざかり住民自治が後退すること、③特別区への再編には巨額の費用を要すること、④新たに編成される「特別区」の財政力に大きな格差が生じこれまでの施策水準が維持できなくなること、⑤自らの政治的影響力を広げるために行政組織を人質に取って「二重行政のムダ」などの架空の争点で市民をミスリードしようとしていることなど、当初から「大阪都構想」に反対の姿勢を表明してきました。

市民・議会の反対にもかかわらず巨費を投じて強行した住民投票で、「大阪都構想」にノーの審判が突きつけられたことから橋下市長は政界引退を余儀なくされました。しかし依然として、維新の会と橋下氏に高い支持が寄せられていることをたてに取り、戦争法反対の世論の強まりに危機感を抱いていた官邸に取り入って「改憲の補完勢力」としての役割を鮮明に打ち出すことで自らの存在感を誇示することも忘れませんでした。

障連協は11月の大阪府知事・大阪市長の同時選挙で、住民投票で大阪都構想に反対の立場から活動してきた自民党大阪府連が推薦する候補を自主的に支持して活動を進めてきましたが、自民党中央と大阪府連のねじれや「賛成」「反対」ではなく候補者名を記載する選挙であることの難しさなどの影響を受け、住民投票で示された「大阪都構想ノー」の意思が知事・市長のダブル選挙では反映されませんでした。住民投票から同時選挙への過程の中で、国政政党としての「維新の党」は分裂し、野党としての政治的役割を目指すグル

ープは民主党と合流し民進党へと再編され、「おおさか維新の会」は与党の補完勢力として再スタートを切りました。

2期目を迎えた松井知事、橋下氏から市政を引き継いだ吉村市長の影で、橋下元市長は隠然と政治的影響力を発揮しています。大阪都構想の実施を前提に組織された「大都市局」は解散しましたが、新たに「副首都推進局」を発足させ、かつての「大都市局」と同じ役割を担わせています。松井大阪府知事は「総合区」か「特別区（大阪都構想）」かのどちらを選ぶかを問う住民投票を2年後に実施することを目指すこと、仮に住民投票で総合区が多数になった場合にも「総合区は特別区へのステップ」であるから都構想は断念しないと述べました。ここには首長に権限・権力を集中するための統治機構の改編を実現し、みずからの政治的影響力を飛躍的に拡大しようとの狙いが隠されています。安倍政治の政治手法にも通じる「民主主義の否定」をこれ以上大阪で許さないために、幅広い人々と手を携えて運動を広げていくことが求められています。

<大阪府福祉医療費助成制度をめぐって>

大阪府が市町村とともに設置した「福祉医療費助成制度に関する研究会」が本年2月報告書を公表しました。大阪府はこの報告書の内容を踏まえ年内にも制度改定の方針を定め、来年度実施に移すことを目指しています。重度の精神障害者・難病患者を対象とすることと引き換えに、利用負担の引き上げ、所得制限の強化などを持ち込もうとしており、関係団体ともしっかり協議して、現行制度の後退を許さない運動を進めていく必要があります。

3. 障害児教育にもちこまれる困難

大阪市立特別支援学校が、今年4月1日から大阪府立に移管されました。移管に伴い、様々な教育諸条件の後退が生じることが懸念されていますが、大阪市・大阪府はまともに心配の声にこたえることなく、今も「名前が変わるだけ」などのごまかしに終始しています。

支援学校の府市統合の最大の狙いは、深刻さを増す支援学校の過密・過大に対して、学校建設などで解決を図るのではなく通学区の調整で乗り切ることです。大阪府は2016年度については元大阪市立特別支援学校との校区調整は行わないこととしていますが、2017年度以降には調整が行われる予定です。こうした調整の在り方について、関係者の意向を踏まえながら整理し政策化していくことが求められています。

大阪府内の支援学校の過密過大の状況は深刻です。大阪府教育委員会が2009年に策定した「府立支援学校施設整備基本方針」では府内4地域（豊能三島・北河内・中河内・泉北泉南）に、小中学部・高等部のある知的障がい支援学校各一校を整備、豊能三島・北河内・泉北泉南の3地域に職業学科のある知的障害高等支援学校を併設する方針を示しました。2015年4月にはこの方針に基づく学校整備が完了しましたが、大阪府教委が2014年に行った「児童生徒数の将来推計」においても生徒増加が見込まれることから、

新校開設に伴い閉校することとなっていた交野支援学校四條畷校を、新校整備後も継続させるの対応が続いています。深刻さを増す支援学校の過密・過大は、障害の有無・軽重にかかわらず、一人ひとりの子どもたちが本来あるべき教育環境の下に包摂されることを掲げる「インクルーシブ教育」の理念にも逆行しています。

あらためて児童生徒数の将来推計を取り直したうえで、一人ひとりに最適な教育環境が保障されるよう、新校建設も含めた抜本的な対応策を図ることが求められています。また教諭の配置については、2015年度の教諭定数3322人に対して定数内講師数は564人・16.98%で、ここ10数年来の最高の割合を示すに至っています。正規教諭を増やし質・量ともに障害児の教育環境を整えていくことが急務となっています。

障害児学級の在籍数は、2014年度の2164学級8771人から2015年度は2237学級8990人へと増加し過去最大となっており、今後もさらに増加が見込まれています。一人ひとりの発達課題・教育課題に対応した豊かな教育が提供できるよう、学級での教育環境を整え内容を充実させていくことはきわめて重要な課題となっています。

4. 障害者運動が果たす役割

ゆがんだ政治のツケは、社会保障・社会福祉・くらしの環境をめぐっても、教育・子育て・学びの環境をめぐっても、一人ひとりの働く環境をめぐっても、私たち一人ひとりの上に深刻な形で覆いかぶさってきています。そして障害児・者とその家族にとっては、その影響は他の人の2倍3倍のダメージを伴います。

いま、平和と民主主義を取り戻すための幅広い国民の共同のうねりが広がっており、7月の参議院選挙は「いままでのゆがんだ政治を許すのか、国民共同の力で国民本位の新しい政治への一歩を拓くのか」の選択が大きく問われています。障害者（児）を守る全大阪連絡協議会は、結成以来、障害児者家族が直面するさまざまな課題を社会的な問題として投げかけ、政治的課題につなげることで、その解決を図ってきました。今夏の参議院選挙は、私たちの運動が培ってきた50年にわたるそうした活動の積み上げをいかに発揮して、庶民のくらしを踏みにじる政治からの脱却を図るための転換点としていかなければなりません。

障害者自立支援法の強行とその後の障害者運動の幅広い共同の闘いのうねりはいま、全国的な市民共同へと発展してきています。障害者団体相互の結びつき・連帯をさらに深め発展させて、新しい時代を拓いていく者のひとりとしてその役割を発揮していきましょう。

2016年度 障連協活動方針案

1. 2016年度の活動の「5つの柱」

以下の5点を活動の柱に多くの人々と手を携えて活動を行います。

- (1) 障害者・児のいのちを守り、人としてのあたりまえの暮らしの保障にむけたとりくみを進めることを通して、そこに参加する一人ひとりが、学び・成長し、情勢を主導的に切り開いていく力を身に着けていきます。
- (2) 障連協を通して多くの障害者・家族・関係者が広く深くつながりあっていくことをめざします。
- (3) 維新政治を許さず、地方自治を守り発展させていく、住民共同の担い手としての役割を果たしていきます。
- (4) 安倍政治の継続を許さず、幅広い市民協働の一翼を担い、平和と民主主義・憲法を守る取組を進めます。
- (5) 次年度以降の組織体制のありかたを含め、組織の世代継承と発展に向けて、幹事会などで系統的に検討をすすめます。3年後の結成50周年にむけ、障連協のはたすべき運動課題とそれにふさわしい組織整備の課題など具体的な課題について組織的な検討を開始します。

2. 障害者・児のいのちを守り、人としてのあたりまえの暮らしの保障にむけたとりくみ

(1) 国にむけたとりくみ

- ①障全協に結集し、障害者・家族・関係者の切実な要求を、政府や国会に届けるための活動をすすめます。
- ②日本政府が批准した「国連・障害者権利条約」を学び深めるとともに、障害福祉法制を権利条約水準に高めるための活動を幅広い団体とともに進めます。
- ③「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会がとりまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言～新法の制定を目指して」を空文化させず、その実現を求めて幅広い団体と共同のとりくみを進めます。医療・介護総合確保法をはじめとする、社会保障制度の総破壊路線にストップをかめるため、幅広い団体との共同のとりくみを進めます。社会福祉事業の市場化・営利化がすすめられる中、金目によって制度利用の可否やその内容が左右されることのないよう、権利としての社会福祉制度の拡充にむけて多くの人たちと手を携えて活動をすすめます。
- ④障害児教育の拡充を図るため、障害児学校への学校設置基準の設定、障害児学級での教育諸条件の整備等、あたりまえの教育が障害児にも行きわたるよう、関係者と粘り強く運動を進めます。
- ⑤憲法を守り生かす政治を国に求めます。「戦争法」の廃案を求めて幅広い人々と共同する

とともに、安倍首相が狙っている日本国憲法の明文改憲反対の運動を広げ、平和を守り核兵器のない世界をつくる活動に積極的に参加します。また、TPP交渉参加に反対するとともに原子力発電からの速やかな撤退を求めて運動を進めます。そうした立場から今夏実施予定の参議院選挙では「安倍政治」の民主的転換を求めて活動します。

(2) 大阪府・大阪市にむけたとりくみ

- ①昨年5月の住民投票で、大阪府都構想にノーの審判が下されたにもかかわらず、11月に実施された大阪府知事・大阪市長の同時選挙での維新候補の勝利を機に再登場した大阪府都構想の押し付けを許さない運動を幅広い人々と手を携えて進めます。昨年7月に廃止された「大都市局」の業務を引き継ぐ形で設置された「副首都推進局」が行おうとしている「総合区」か「特別区」かの選択を求める不毛な住民投票の問題点を暴露しつつ、行政の私物化を許さないとりくみを広げていきます。
- ②2016年4月から大阪府に移管された大阪市立特別支援学校の教育諸条件の後退が許さないためのとりくみを「大阪の障害児教育をよくする会」などとともに進めます。大阪市立特別支援学校の大阪府移管に伴い生じる2017年度以降の校区調整問題等に関する児童・生徒・保護者の一人ひとりの願いをふまえた政策・提言のとりまとめを進めます。障害児教育が抱える問題の抜本的な改善を図るため、府内各地に適正規模の特別支援学校の整備を図るとともに、地域に根を張り発展していけるようその拡充について粘り強く求めていきます。特別支援学校、障害児学級等の課題・過密の解消、教職員の増員など必要な教育諸条件の整備を求めます。青年・成人期への支援や移行期の諸課題を社会的な課題として提供していくことを求める「卒後の学ぶ場・専攻科を考える会」の活動を進めます。
- ③大阪府交渉を成功させます。大阪府交渉実施に向けた諸準備とあわせ、大阪府政をめぐる情報交換や意見交換を恒常的に実施するため、大阪府交渉実行委員会を、年間を通して定期的に開催します。

交渉実施予定・7月上旬 大阪府への要求書提出・5月中旬

- ④大阪市交渉を成功させます。大阪市交渉実施に向けた諸準備とあわせ、大阪市をめぐる状況についての情報交換や意見交換を恒常的に実施するため、大阪市交渉実行委員会を、年間を通して定期的に開催します。

交渉実施予定・10月中旬 大阪市への要求書提出・8月上旬

(3) 府内市町村にむけたとりくみ

- ①障害者児の医療・くらし・教育などに関わる施策の拡充を求め、障連協としての要請活動を地元の団体や障害者・家族・関係者などとともにすすめます。とりわけ、地域に暮らす障害者・家族の安心を支えるための市町村地域防災計画の拡充・改善や、障害者・家族の地域からの孤立をうまないためのとりくみなどについて、市町村での積極的な対

応を求めます。

- ②障害者施策と介護保険の適用関係について、一律機械的な対応ではなく一人ひとりの実情に即した柔軟な対応を行うよう、個別の申し入れや社保協の自治体キャラバンなどの機会を通して市町村に申し入れます。
- ③障連協に関わる、市町村障害者施策推進協議会委員や自立支援協議会委員などを対象とした交流会を開催し、市町村に対する障害者に関わる政策課題について交流・検討を行います。障害者の地域生活を支えるための社会資源の整備を図るため、政策課題や地域運動の整理や交流などを行います。

(4) 地域の中の身近な声にこたえるための活動～相談・各種事業との連携

- ①地域の中にうずもれている様々な願いや要求を掘り起こし、運動に結び付けていくための活動を進めます。そのために、指定相談支援事業所や福祉事業所などのさらなる連携を図ります。また障連協独自に、専門家などの協力を得た相談会等の実施に向けた検討を進めます。
- ②「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」を支援するとともに、生活困窮や将来への不安に陥っている障害者・家族への相談活動を進めます。

(5) 防災のとりくみ

- ①継続して取り組んでいる「大阪府内市町村 障害者と防災に関する自治体アンケート」の成果の上に立ち、障害者に係る防災の課題についてさらに課題を整理していくため、引き続き市町村に向けた調査活動を行い、大阪府や市町村に対する提言活動を進めます。
- ②防災課題について、幅広い団体との対話・共同を進めるとともに、多様な学習会等を開催します。
- ③障害者と防災問題をテーマとした行政との懇談等にとりくみます。

3. 学び・成長し、情勢を主導的に切り開いていく力をつけていくためのとりくみ

(1) 学習・研修・研究活動を進めます。

- ①障連協として加盟団体や大阪障害者センターなどと協力して、幅広い当事者・家族・関係者を対象にした学習会、懇談会を開催します。年金、医療、介護、児童施策、生活保護などの社会保障制度全般の動きや、障害者制度改革の動向、防災や原発廃止にむけた課題をテーマに学習会を開催します。
- ②加盟団体等で取り込まれる学習会等に講師を派遣します。
- ③障全協近畿ブロック地域運動交流会を成功させます

2017年1月29日(日) 京都 予定

(2) 障害者制度をめぐる重点的なテーマについての宣伝物等を作成し、加盟団体等での

活用を図ります。ホームページをリニューアルし、最新情勢や障害者運動の課題について迅速に情報発信ができるようにします。

4. 障連協を通して多くの障害者・家族・関係者が広く深くつながりあえるとりくみ

- ①障連協として、当事者が主体となって準備し自らが楽しめる企画を提案し、幅広い人々を巻き込んで成功するよう力を尽くします。母親企画、家族企画、当事者企画など、小規模の自由な集まりが、地域の中で気軽に開催できることをめざします。
- ②「障害者運動新春交流会」「障害者の日ヒューマンウェーブ」などの企画を、当事者・家族が主役となり、集い・楽しみ、アピールする場として、その内容を整備し幅広く呼び掛けて開催します。
- ③「青年当事者の会」（準備会）を支援し、青年層による当事者運動の組織化を図ります。
- ④「障害者とボランティアの成人の集い」を成功させます。
- ⑤「ひまわり号」を成功させます。

2016年5月8日（日） 総会とミニひまわり号・バーベキュー（神戸）

2016年10月23日（日） 大阪ひまわり号（予定）

5. 幅広い共同のとりくみ

（1）大阪障害フォーラム（ODF）

- ①大阪障害フォーラム（ODF）の呼びかけ人副代表、事務局団体として、会の発展のため活動を行います。大阪障害フォーラム（ODF）内での政策討議を重視し、障害者・家族等の暮らしの実態に照らして、政策的な一致点が拡大するよう建設的な議論を行っています。
- ②きょうされん大阪支部などとともに、大阪障害フォーラム（ODF）の地域別組織（ブロック組織）の拡充のために努力します。

（2）各種団体との共同

- ①「障害者関係8者懇談会」「障害児教育関係7者懇談会」などを軸に福祉・教育などの分野を超えた交流と共同とともに、政策活動をすすめます。
- ②大阪社会保障推進協議会、大阪府民運動連絡会、大阪市対策連絡会、無年金障害者の会、大阪市をよくする会、などに参加します。

（3）子ども、医療、人材をめぐる共同の発展

- ①5年以上にわたり大阪保育運動連絡会などと協議を進めている「障害児にとっての児童福祉法改定問題検討会」を継続実施します。「子ども子育て新制度」が子どもたち（とりわけ障害のある子どもたち）にどのような影響を与えているかなどについての調査・検討をはじめ、障害児にかかわる様々な課題を共有し意見交換する場として、その発展を

図ります。

- ②大阪府保険医協会などと開催している「これからの障害・難病・医療を考える懇談会」を継続・発展させます。「社会保障と税の一体改革」「医療・介護一体改革」に反対する共同組織のひとつとして活動を広げることをめざします。
- ③福祉保育労働組合などが呼びかけてすすめている「福祉問題検討会」に参加し、福祉人材問題、社会福祉法人制度改革問題等に係る問題提起やその解決に向けた共同の運動を進めます。

6. 組織財政の強化と障連協結成50年にむけた課題

- ①加盟団体の活動を支援しつつ、分担金納入ゼロの加盟組織をなくすことをめざします。
- ②機関紙の定期発行と内容の充実を図ります。また、独自の学習会の開催などを通して、障連協の活動を紹介し広げながら、賛助会員等の会員拡大や組織的なつながりを広げていくことをめざします。
- ③自主財源の確保・拡充を図るため、事業活動の在り方等について大阪障害者センターとの調整も含め検討を進めます。
- ④3年後に迎える障害者(児)を守る全大阪連絡協議会結成50周年の節目をめざし、障連協の組織体制のありかた、将来発展の展望等について検討を進めます。障連協のはたすべき運動課題とそれにふさわしい組織整備の課題など具体的な課題についての検討や、記念誌・書籍の発行など、結成50周年を記念する各種企画の具体化を開始します。

障連協規約

第1条（名称）

この協議会は、障害者（児）を守る全大阪連絡協議会といい、事務所を大阪府下におきます。

第2条（目的）

この協議会は、障害をもつすべての人々とその家族の悩みや要求をだしあい、助けあって、医療・教育・生活・権利を守るための運動をすすめていくことを目的とします。

第3条（構成）

この協議会は、加盟団体と、支持団体で構成します。また、賛助会員をおくことができます。

2（加盟団体）

加盟団体は第2条の目的をみとめ、この運動の発展に協力する障害者（児）団体で構成します。加入は所定の用紙に記載された内容について幹事会で審議・決定し、総会の承認を受けます。

3（支持団体）

支持団体は第2条の目的をみとめ、この運動の発展に協力する労働組合、市民運動団体、その他の団体などで構成します。加入は所定の用紙に記載された内容について幹事会で審議し決定します。支持団体は、幹事会に出席し、意見を述べることはできますが表決権はありません。

4（賛助会員）

第2条の目的を認め賛助会費を納入する人は賛助会員となることができます。

第4条（性格）

この協議会は、それぞれの団体の自主性を尊重し、相互の協力をすすめます。

第5条（活動）

この協議会は、次のような活動をすすめます。

- ①各地域での障害者（児）のための生活相談や教育相談をおこない、問題解決のために努力します。
- ②障害者・家族の切実な要求をもちより国や地方自治体にその実現を求めます。
- ③他の障害者団体や個人に広くよびかけ、一致する課題で共同のとりくみをすすめます。
- ④スポーツ・レクリエーションや学習会などの各種の行事を開催します。
- ⑤障害者にかかわる情報を幅広く収集し、関係者に提供します。
- ⑥組織を拡大強化します。
- ⑦機関紙などを発行し広く府民にこの協議会の活動を知らせます。障連協定期刊行物協会を運営します。
- ⑧その他この運動を発展させるために必要な活動をおこないます。

第6条（総会）

総会は年1回ひらき、規約の変更、運動方針、予算決算の承認、役員を選出、入退会の承認、その他の重要事項を決定します。総会は、代表幹事が招集し、構成団体の代議員によって構成され、その過半数の出席によって成立します。幹事会が必要と認めたとき、ならびに加盟団体・支持団体の3分の1以上が求めたとき、代表幹事は臨時総会を開催しなければなりません。

第7条（役員）

この協議会には次の役員をおきます。役員は加盟団体または支持団体または役員会の推

薦を受け、総会で選出します。役員任期は1年とし再任をさまたげません。

- | | |
|--------|-----|
| ①代表幹事 | 若干名 |
| ②事務局長 | 1名 |
| ③事務局次長 | 若干名 |
| ④幹事 | 若干名 |
| ⑤会計監査 | 2名 |

2 (代表幹事)

代表幹事は、会を代表し会務を統轄します。

3 (事務局長・事務局次長)

事務局長は、日常会務を処理します。事務局次長はそれを助けます。

4 (幹事)

幹事は、分担してこの協議会の課題等の執行を行います。

5 (会計監査)

会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告します。

第8条 (幹事会)

幹事会は、代表幹事、事務局長、事務局次長、幹事で構成し、この協議会の執行機関として、総会で定められた活動方針にのっとり、会を運営します。

2 (事務局員)

幹事会は事務局員を委嘱することができます。

第9条 (ブロック会議)

この協議会に、ブロック会議を設け、市町村に向けた各地域の運動の促進・発展を図ります。

第10条 (財政)

この協議会の経費は、各団体の会費、寄付金、事業収入、その他によってまかないます。会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月末に終わります。

- 2 (会費) 加盟団体会費は各団体の構成員一人あたり年間200円とします。支持団体会費は年間一口1万円とします。賛助会費は年間一口5千円とします。
- 3 (機関紙購読料) 前項に定める会費は障害者(児)を守る全大阪連絡協議会機関紙購読料を含みます。

第11条 (顧問)

この協議会に、顧問をおくことができます。顧問は有識者をもってあて、会の重要問題等について意見を聴します。任期は1年とし、幹事会で推薦をうけ、総会で承認します。

第12条 (除籍)

この会の目的・性格にいちじるしく反し、会の民主的な運営を阻害する団体は、幹事会の議決により除籍することができます。この決定は、総会で承認をうけます。

- 付則
1. この規約は2011年4月29日から施行します。
 2. この規約は2015年4月29日から施行します。